

台灣知的財産権関連事例と判決 2009

- ◆ 特許権・実用新案権・意匠権関連
- ◆ 商標権関連
- ◆ 著作権関連
- ◆ 公平取引法関連
- ◆ 営業秘密・競業禁止関連

台灣國際專利法律事務所

創立者 弁護士・弁理士 林敏生 (-1997)

所長 弁護士・弁理士 林志剛

事務所:

台湾 台北市
南京東路二段125号
偉成大楼7楼

Tel: 886-2-2507-2811

Fax: 886-2-2508-3711

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション
新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033

Fax: 81-3-3354-3010

TIPLO Attorneys-at-Law

Also Taiwan International Patent & Law Office

7Fl, No. 125, Nanking East Rd. Sec. 2,

Taipei, Taiwan

P.O.BOX 39-243

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Http: [//www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

© 200907 TIPLO, All Rights Reserved.

◆ 特許権・実用新案権・意匠権関連……………P.1

1. 「合理的な商業条件を以って相当の時間をかけ特許権者と協議しても合意が得られない場合」は、強制実施権付与の要件であり、特許発明の実施をしようとする者がライセンス契約交渉で提示する条件が合理的な商業条件に該当するかどうかは諸要素を総合的に勘案しなければならず、ロイヤリティーの算定方式だけで判断するのは妥当ではない。
2. 任天堂によるテレビゲーム機に係る意匠権登録出願は、日本で獲得した二つの意匠権をもとに優先権を主張したが、第一優先権のもととなる本意匠の図説に出願対象を掲示しなかったため、出願を受理しないとされた事例
3. 特許付与への異議に証拠として提出されたインターネット上の記事報道の掲載期日が質疑されるときは、それが真実であることを証明する責任は申立人にある
4. 職務に関係のある発明
5. 全懋精密科技股份有限公司と南亜电路板股份有限公司との紛争をめぐる事件
6. 公平取引委員会による公法上の処分は私法契約の履行を妨げず、ロイヤリティーの支払請求が認められた事例
7. 受託製造で知悉した外国技術を利用して製造した商品を自社ブランドで販売し、かつその技術に係る実用新案登録出願をしたのは、委託側の営業秘密漏えいにあたり、第三者名義になっている権利の移転を除き、違約金支払や販売停止等請求が認められた事例
8. ジェネリック医薬品取扱説明書での他の薬剤との併用推奨は特許権の間接侵害にあらず、また製造販売承認申請のための先発メーカー作成の説明書の複製は著作物の合理的な利用とされた事例
9. 均等論と禁反言の「権利紛争」 一最高裁判所 96 年台上字第 1134 号民事判決の評論
10. 特許権侵害民事訴訟における「事実相当の別件判決」の証拠能力 一最高裁判所民事判決 95 年度台上字第 1177 号を例として
11. 外国特許権侵害への警告書について 一最高行政裁判所 96 年度判字第 1397 号判決を論じる
12. 意匠権に関する侵害品の出現が当該特許の出願日より早かった場合の判決例 一台湾高等裁判所台南分所による 88 年度上易字第 1960 号刑事判決についての評論
13. 特許権侵害の民事訴訟における数部の鑑定報告が互いに衝突した問題 一最高裁判所 92 年度台上字第 1479 号民事判決の評論及び分析
14. 特許侵害鑑定報告は裁判所が委任した鑑定者のみではない 一最高裁判所民事判決 95 年度台上字第 1663 号の分析
15. 特許法を論じる上での「分割出願」の概念 一最高行政裁判所 89 年度判字第 2665 号判決も併論
16. 特許権が排他権であり、実施権ではないことについて 一最高裁判所 88 年度台上字第 656 号民事判決を中心に

◆ 商標権関連……………P.48

1. 中国から輸入の青島ビールにおける「台湾竜泉真水」商標の使用は消費者に産地についての誤認を招くおそれがあるとして原処分取消しの上、直接的財産局に異議成立処分を命じた事例
2. パーバリー商標が実際に商品に使用された様態が一定でなく、メーカー外部の人間には鑑別が難しいため、大手ネットショップで取り扱うパーバリー商品を真正品と確信して仕入れ、デパートなどで販売していた被告は善良なる管理者としての注意義務を尽くし、商標権侵害にあたらぬとされた事例

3. 台北高等行政裁判所が「業務により他人の商標を知悉した類似商標の出願をしてはならない」とした行政判決例
4. 新幹線や独、仏の磁気浮上式鉄道の高速列車とデザインが大して変わらない台湾高速電車の先頭車をイメージした立体商標が商標登録されるのに求められる自他商品識別力に欠けるとして、登録を拒絶された事例
5. 「日本一番」は『日本で第一、最高』を訴えるキャッチフレーズの性質を有する広告的、説明的表現であり、商品（役務）の出所を消費者に認識させるに足りないとして商標登録を認めない事例
6. 商標権侵害の行為態様
7. 最高行政裁判所「類似とはいえ、アディダス、ジャンプ両商標が長年台湾市場で併存し、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがない」として下級審に再調査を命じた事例
8. 商標使用同一性
9. 専門店が模倣品販売 京華城に賠償判決
10. 立体商標
11. 中国で著名商標と認定された中国三自動車グループの商標とベンツ商標の類否をめぐり、他国で類似を構成しない判断が出ているものの、台湾では登録されて40年間経ったベンツに関する諸商標と、登録して僅か3年の係争商標が長年市場に並存することが認められず、かつ外観の構図が類似し、混同誤認を生じるおそれがあることが認めないため、無効審判が成立し、係争商標が取り消された事例
12. テーマパークまで作られたほど有名な韓国 MBC テレビのドラマ「大長今」は台湾では商標登録していないものの、著名商標への保護は登録制度を超え、国内で登録したものに限らないとした事例
13. 高齢者向けの保険商品「一定保」はその字義から「保険加入を必ず引き受ける」の意味が読み取れ、広告的・叙事的表現にあたり、識別力があるといえず、商標登録されない事例
14. 世界的に名を馳せる著名商標「エルメス」のニセモノを輸入し、真正品と偽り販売し、暴利を貪った同社元店員の刑事・民事責任が問われた事例

◆ 著作権関連..... P.90

1. 著作権法でいう「独創性」は原始性及び創作性を含み、「創作性」については社会通念から当該著作物は既存作品と区別することができ、著作者の個性を表現するに足りるものなら十分であるとした事例
2. ワードソフトの不正販売により、新台幣ドル2千萬元を請求されたが、14萬元の賠償とした判決
3. 外国人の著作物は著作権法第4条に該当するものは、法により著作権によって保護される
4. 政府機関内部会議で有識者の著作の一部を議題についての賛成意見として参考資料に引用し、参加者に配布したことが著作物の合理的な利用とされた事例
5. 権利侵害に関わったことにより、亜洲芸術中心に賠償判決
6. 買受人がその購入したのが模倣品であることを知っているかどうか、あるいは模倣ディスク販売価格の高低と、販売者の偽造準私文書行使罪成立とは無関係
7. 海賊版販売で賠償判決 更に謝罪文掲載も
8. 著作権法により著作物が必要以上に保護され、その権利が濫用されると、国民の出版活動を難しくし、ひいては国民が情報へのアクセスの便利性を妨げることにもなりかねない
9. 台湾台中地方裁判所では「被告が海賊版ディスクを販売したことについて、消費者が簡単に判別できることから、原告が模倣品の質が粗末で、その商業上の信用を毀損したとして、賠償金として著作物一件につき NT\$ 500 萬元を請求した金額は、あまりにも高すぎる」とした民事判決例

10. デジパークが権利侵害を上告 華義国際が敗訴 「石器時代ゲームは販売差止め」
11. 「飛行網 Kuro」が著作権法違反の罪に問われた裁判で、高等裁判所は 16 日、一審の有罪判決を維持し…
12. 有料法律情報提供システム立ち上げ時間短縮のため、同業者の法令データベース収録資料の大量複製は編集著作物の不正利用に該当し、経営責任者らの刑事責任が問われた事例
13. 夜市での海賊版ディスクの販売で、男子に 14 万台湾ドルの賠償判決
14. 万国会社が著作権侵害の告訴提起、最終的に被告群聯会社が勝訴
15. 新台湾ドル 5 千萬元を請求されたが、5 千元の賠償とした判決
16. マイクロソフト海賊版ゲーム CD を販売したことにより 261 萬元の賠償判決

◆ 公平取引法関連……………P.140

1. 茂嘉公司による商品外観特徴盗用事件 アップル社が一部勝訴
2. 「白人牙膏」は結局「黒人牙膏」の名称及びパッケージの外観を模倣したか否か？
3. 特定競争行為の禁止
4. 美最時 (Melchers) が大益公司を告訴し、台湾で勝訴 台湾の知的財産権保護に成果 外資企業の賞賛を獲得
5. ひとつの行為に対する雲泥の差がある二種の判決 宿題ノート、問題用紙贈呈停止、2 社が敗訴し、翰林だけが勝訴
6. 遠東百貨が太平洋百貨との結合を未届け、公平会の処罰に理あり 四年近く太平洋百貨を間接支配、取引秩序に深刻な影響、高等行政裁判所が公平会による 102 萬元の罰金処分を支持
7. 信義房屋広告不実
8. 優越的地位にある特許権者はライセンス契約でライセンシーに製造設備一覧表の提供を求めるのは一理あるが、販売報告書の提供を義務付けることはライセンシーの取引相手方 (バイヤー等) のプライバシーを侵害するおそれがあるため、公平取引法上認めるべきことではないとした事例
9. 公平取引法における事業者の定義及び潜在的競争概念について一最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決に対する簡単な評論
10. 公平取引委員会の判断余地と行政裁量について一台北高等行政裁判所 95 年度訴字第 1063 号と 95 年度訴字第 1048 号判決を評する
11. 一社のみで支社はない 一台北地方裁判所 93 年度自字第 15 号判決の評論
12. 法律上の拘束力の有無を問わず、契約、協議でなくても共同行為に至らしめることなら黙約でさえ一種の合意であるとした事例

◆ 営業秘密・競争禁止関連……………P.174

1. 競争禁止の約定
2. 威盛電子商業スパイ事件 董事長王雪紅に無罪判決
3. ノウハウの不正売却 エンジニアが産業スパイに関与
4. 「競争禁止」の契約規定に違反
5. 求職者情報の不正取得を謀ったのは営業秘密の侵害にあたるとして、大手人材バンクに賠償金 377 萬元を命じた事例